



保全レター 四国

四国地方整備局営繕部 保全指導・監督室

もくじ

1. 令和2年度の保全実態調査の結果を報告します
2. 官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)操作説明会及び
四国地区官庁施設保全連絡会議の対応について
3. 官庁施設の個別施設計画作成・活用の手引き(案)をまとめました
4. 官庁施設の被災情報伝達をお願いします

1. 令和2年度の保全実態調査の結果を報告します

各省各庁の施設保全をご担当の皆様には、コロナ感染症対策等でお忙しい中、令和2年度の保全実態調査にご協力いただき、ありがとうございました。保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し適正な保全を実施することを目的とした調査で、官公庁施設の建設等に関する法律に基づき、すべての国家機関の建築物等に対して実施しています。今回は、四国地方整備局管内の保全実態調査について報告します。

■ 令和2年度 総評価

区分	(全体)	庁舎等				宿舎				
		「A:良好」とされた施設 総評点が80点以上	「B:概ね良好」とされた施設 総評点が60点以上80点未満	「C:要努力」とされた施設 総評点が40点以上60点未満	「D:要改善」とされた施設 総評点が40点未満	「A:良好」とされた施設 総評点が80点以上	「B:概ね良好」とされた施設 総評点が60点以上80点未満	「C:要努力」とされた施設 総評点が40点以上60点未満	「D:要改善」とされた施設 総評点が40点未満	
全施設	332	329	3	0	0	195	194	1	0	0
	該当施設数(割合)	99.10%	0.90%	0.00%	0.00%	99.49%	0.51%	0.00%	0.00%	

管内の庁舎等の保全状況が「良好」とされた施設(総評点80点以上)が、99%となり、「要努力」とされた施設(総評点が60点未満)が令和元年度よりゼロになっております。引き続き施設管理者の方に置かれましては、「良好」な施設の維持をお願いします。

なお、全国の調査をまとめた結果と評価内容を「国家機関の建築物等の保全の現況」として国土交通省ホームページで公表しておりますのでそちらもご覧ください。

ホーム>政策・仕事>官庁営繕>官庁施設の保全>国家機関の建築物等の保全の現況

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html

また、今年度も下記日程で調査を実施しますのでご協力をお願いします。

令和3年度の保全実態調査

■調査方法 官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)に調査データを入力

■調査票入力期間

第1グループ(裁判所、内閣府、法務省、国土交通省、環境省、防衛省)
令和3年5月24日から7月30日

第2グループ(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)
令和3年6月7日から8月13日

2. 官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）操作説明会及び 四国地区官庁施設保全連絡会議の対応について

例年6月に開催しております官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)操作説明会及び7月に開催の四国地区官庁施設保全連絡会議はコロナ感染症の感染防止の観点から**今年度は開催を中止します。**

代替えとして会議をご案内している各官署あてに関係資料を送付するとともに、説明を希望される官署にはWEB会議システムを利用したの対応を予定しております。



3. 官庁施設の個別施設計画作成・活用の手引き（案）をまとめました

(※) 中長期保全計画は5年以内毎等に見直しを実施することになっています

インフラ長寿命化基本計画では、各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取り組み状況を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進することとされています。

策定の目標時期は2020年頃までとなっており、点検・診断結果や維持・更新状況をふまえ、計画を更新することとされています。この手引き(案)は、個別施設計画(保全台帳及び中長期保全計画(※))の作成未了の施設があることや、今後見直しの時期を迎える施設があることを踏まえ、個別施設計画の作成方法、活用方法、見直し方法を順序立てて具体的に示すことにより、各省各庁のインフラ長寿命化の取り組みを支援することを目的としてまとめたものです。内容は国土交通省ホームページで公表しておりますのご活用ください。

ホーム>政策・仕事>官庁営繕>官庁施設の個別施設計画作成・活用の手引き(案)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000029.html

4. 官庁施設の被災情報伝達をお願いします

平成27年7月17日中央官庁営繕担当課長連絡調整会議申し合わせにおいて、「災害発生時」に、各省各庁と国土交通省官庁営繕部が連携して官庁施設の被災情報を相互に確認し共有するため「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式(様式1、2、3)」が定められています。下表の災害の規模等に応じ「各ブロック官署」は「整備局営繕部計画課、各本省各本庁」へ様式1、2、3を、「各施設」は「ブロック官署」へ様式2、3の報告をお願いします。

ホーム>政策・仕事>官庁営繕>防災・減災>官庁施設の被災情報伝達要領等

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html

【参考】対象施設



【参考】災害の種類・規模、官署に応じた、施設の3区分(A、B、C)

地震災害		その他の災害
震度5以上の地域に所在する全ての施設	A 優先対応施設 B その他施設	C 震度5弱以下の地域に所在する被害があった施設
被害の有無 被害の状況		被害の状況



